# 世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例について

## (付議の要旨)

第8期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴い、令和3年度から5年度までの間(以下、「第8期」という)における第1号被保険者の介護保険料等を定める必要があるため、世田谷区介護保険条例の一部を改正する。

#### 1 主旨

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料は、介護保険法に基づき、3年間を一期として 策定する事業計画にて定めるサービスごとの保険給付に要する費用(保険給付費)及び地 域支援事業の費用の見込額等とともに、第1号被保険者の所得の分布状況の見通し並びに 国庫負担等の額等を踏まえ、政令で定める基準に従って条例にて定める必要がある。その ため、令和2年度までの実績を踏まえて、介護保険料の設定に必要な第8期の推計を行っ た。その上で第8期介護保険料設定の考え方に基づき所得段階別の介護保険料を定めるた め、世田谷区介護保険条例の一部を改正する。

## 2 第7期の保険料設定時の見込み量と実績(詳細は参考資料1参照)

要介護・要支援認定者数の実績は見込み量を下回っている状況にある。全体の認定率は 上昇しているが、認定率が低下している年齢階層が見受けられる。要介護度別の認定者数 では、「要支援1~要介護2」の割合が増加しており、「要介護5」の人数は横ばいの状態 が継続している。

認定者数の伸びの低下などにより、保険給付費の実績も見込み量を下回っている。このため、財源である介護保険料の必要総額も減少し、その結果、介護給付費準備基金の積立額が増えている状況にある。

3 第8期の介護保険料設定のための推計(詳細は参考資料2参照) 第8期は、第7期の状況を踏まえ、以下の通り推計している。

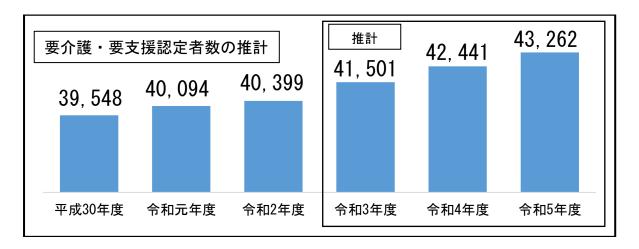
#### (1) 第1号被保険者の推計

「世田谷区将来人口推計」をベースに第 1 号被保険者数を推計すると、第 8 期では前期高齢者 (65~74歳) は令和 4 年度以降減少するが、75歳以上の後期高齢者及び合計人数は増加することを見込んだ。

			亚世20左曲	<b>人</b> 和二左曲	△和0左曲	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	推計			
第1号被保険者		保険者	183, 939	185, 044	186, 381	187, 909	189, 165	190, 713	
	前期高齢者後期高齢者		87, 609	86, 483	86, 830	87, 177	84, 899	82, 707	
			96, 330	98, 561	99, 551	100, 732	104, 266	108, 006	
		75~79歳	34, 633	36, 246	35, 723	35, 095	37, 057	39, 392	
		80~84歳	28, 696	28, 206	28, 007	28, 476	28, 820	29, 658	
		85~89歳	19, 843	20, 254	21, 188	21, 865	22, 281	22, 149	
		90歳以上	13, 158	13, 855	14, 633	15, 296	16, 108	16, 807	
第2号被保険者		保険者	328, 718	334, 907	340, 413	345, 088	348, 809	351, 540	
合 計		計	512, 657	519, 951	526, 794	532, 997	537, 974	542, 253	

# (2) 要介護・要支援認定者の推計

過去の動向等を踏まえた性別・年齢階層別の「認定率」と各年度の被保険者数を乗じて 認定者数を推計すると、令和3年度以降も認定者数は増加し、全体の認定率は上昇する ことを見込んだ。一方、75~89歳の年齢階層別の認定率の低下傾向は令和3年度以降も 継続していくと見込んだ。



## (3) 保険給付費等及び地域支援事業の推計

認定者数の増加とともに、保険給付費も増加することを見込んだ。また、介護保険制度 改正や令和3年度の介護報酬改定(+約0.7%)の影響分を反映した。

地域支援事業については、認定者数等の推計を反映するとともに、各事業担当課で見込んだ費用を反映した。

保険給付費等及び地域支援事業の見込み

単位:百万円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
保険給付費 (標準給付費)	63, 461	65, 694	67, 927	
地域支援事業費	3, 075	3, 138	3, 211	

#### (4) 第1号被保険者の所得の分布状況

新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の停滞等は、第1号被保険者の所得分布にも影響を及ぼすと考えられる。そのため、年金以外の所得がある被保険者のうち一部の方の所得が減少すると仮定し推計した。

## (5) 国庫負担等の額

介護保険料及び公費の負担割合は第7期と同じ割合となっている。

国の財政調整交付金は、各区市町村の所得分布の状況等により交付される割合が変動するが、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の停滞等の影響により推計が困難なことから、第7期と同程度の交付割合とした。

# 4 第8期介護保険料設定の考え方

## (1) 低所得者等への配慮

介護保険制度の持続可能性のためには、低所得者等に配慮した保険料設定が必要である。第7期では、消費税率の引き上げによる増収分を活用した低所得者対策により、第1~第4段階の保険料率を引き下げたが、第8期においても低所得者対策を継続する。その上で、他の段階への影響を考慮しながら、一部の段階の保険料率の引き下げを行う。

また、区独自で実施している保険料負担の減額制度においても、更なる低所得者等への 配慮を行うため、第3段階の保険料率の引き下げを行う。

#### (2) 保険料段階

区では負担能力(所得)に応じた保険料の累進性を高めるため、保険料段階の細分化を行ってきた。保険料の累進性を高めることは保険料(基準額)の上昇の抑制に効果があるが、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の停滞等の影響により、保険料段階別の人数構成比が変動することを見込んでいることなどから、第8期においては第7期と同様の17段階とする。

## (3) 介護給付費準備基金の活用

事業計画期間内の給付費等の第1号被保険者の負担分は、計画期間内の保険料収入でまかなうことを原則としている。一方、給付費等の実績が見込み量より少なかった場合や介護保険料の収入実績が見込みより多かった場合、差分の介護保険料は、介護給付費準備基金(以下、「基金」という。)に積み立て、次期計画以降の保険料必要額に充当することで保険料の上昇抑制を図ることができる。

第7期では、第6期末の基金残高(約36億9千万円見込み)のうち、約26億5千万円を保険料必要額に充当し、保険料基準額を344円引き下げた。

第7期末の基金残高は、約94億4千万円を見込んでいることから、第7期と同様に基金を充当することで介護保険料の上昇の抑制を図る必要がある。

一方、第8期において介護保険料や基金が不足し、都の基金(東京都財政安定化基金) からの借り入れを行った場合、第9期の介護保険料で返済する必要が生じるため、第9期 の介護保険料が大幅に上昇する可能性がある。

新型コロナウイルスの感染拡大による影響により、今後3年間の認定者数、介護サービスの利用状況及び第1号被保険者の所得状況等に関して多くの不確定要素が現時点で見込まれていることから基金残高の一部を留保した上で、残りの基金残高の約57億7千万円を充当した。

- 5 第8期の介護保険料の設定(詳細は別紙1参照)
- (1) 第8期の介護保険料

基準額(第6段階):月額6,180円(年額74,160円)

参考 第 7 期 月額 6,450 円 (年額 77,400 円) 第 7 期比:月額△270 円

- (2) 第7期との変更点
  - ① 低所得者等へ配慮するため、保険料率の一部を変更する。 第4段階(保険料率 0.70→0.65)、第5段階(保険料率 0.90→0.85)
  - ② 区独自の保険料負担の減額制度を拡充する。 第3段階(保険料率 0.5→0.4) 第4段階は変更なし(保険料率 0.5)
  - ③ 国が示す第8期の標準保険料段階の基準所得金額に沿って、第8段階~第10段階を区分する基準所得金額の一部を変更する。
  - ④ 税制改正に伴う介護保険法施行令の一部改正に対応する。
    - ア) 第1号被保険者の合計所得金額の計算において、給与所得の金額及び公的年金等に係る所得の金額の合計額から10万円を控除する。(平成30年度税制改正における給与所得控除・公的年金等控除の10万円引き下げ及び基礎控除の10万円引き上げへの対応)
    - イ) 低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除を追加する。
- (3) 基金の活用

基金のうち、約57億7千万円を第8期の保険料収入へ充当し保険料の上昇を抑制した。 その結果、保険料(基準額)を約806円引き下げる効果があった。

参考:令和2年度末基金残高見込み(最終補正予算後) 約94億4千万円

6 今後のスケジュール (予定)

令和3年 2月~3月 第1回区議会定例会(介護保険条例の一部を改正する条例提案) 4月1日 改正介護保険条例の施行

# 第8期における第1号被保険者の保険料段階と保険料(案)

第8期(令和3年度~令和5年度)						第7期(令和2年度)		人口			
段階	所得段階区分 ( )は第7期基準			国料率	区料率	年額保険料 (円)	区料率	年額保険料 (円)	構成 比		
1		本人非理	生活保護等受給者 老齢福祉年金受給者	0. 30 [0. 50]	0. 30 [0. 50]	22, 248	0. 30 [0. 50]	23, 220	2. 7%		
2	非		本人の合計所得金額と課税対象 年金収入額の合計が80万円以下 の方		0. 30 [0. 50]	22, 248	0. 30 [0. 50]	23, 220	15. 5%		
3	課税世帯		本人の合計所得金額と課税対象 年金収入額の合計が80万円を超 え120万円以下の方	0. 50 [0. 75]	0. 50 [0. 65] (0. 40)	37, 080 (29, 664)	0. 50 [0. 65] (0. 50)	38, 700 (38, 700)	6. 5%		
4	-		本人の合計所得金額と課税対象 年金収入額の合計が120万円を超 える方	0. 70 [0. 75]	0. 65 [0. 70] (0. 50)	48, 204 (37, 080)	0. 70 [0. 75] (0. 50)	54, 180 (38, 700)	6. 2%		
5					本人の合計所得金額と課税対象 年金収入額の合計が80万円以下 の方	0. 90	0. 85	63, 036	0. 90	69, 660	13. 5%
6			本人の合計所得金額と課税対象 年金収入額の合計が80万円を超 える方	基準額 1.00	基準額 1.00	74, 160 <b>月額6, 180</b>	基準額 1.00	77, 400 <b>月額6, 450</b>	11. 6%		
7			合計所得金額が120万円未満の方	1. 20	1. 15	85, 284	1. 15	89, 010	11.1%		
8			合計所得金額が120万円以上 210(200)万円未満の方	1. 30	1. 25	92, 700	1. 25	96, 750	12. 7%		
9			合計所得金額が210(200)万円以 上320(300)万円未満の方	1. 50	1. 40	103, 824	1. 40	108, 360	7. 1%		
10	課稅		合計所得金額が320(300)万円以 上400万円未満の方		1. 60	118, 656	1. 60	123, 840	3. 1%		
11	世帯	本	合計所得金額が400万円以上500 万円未満の方		1. 70	126, 072	1. 70	131, 580	2. 9%		
12		課	合計所得金額が500万円以上700 万円未満の方		1. 90	140, 904	1. 90	147, 060	2. 3%		
13		税	合計所得金額が700万円以上 1,000万円未満の方	1. 70	2. 30	170, 568	2. 30	178, 020	1. 7%		
14			合計所得金額が1,000万円以上 1,500万円未満の方		2. 70	200, 232	2. 70	208, 980	1. 2%		
15			合計所得金額が1,500万円以上 2,500万円未満の方		3. 20	237, 312	3. 20	247, 680	0. 8%		
16			合計所得金額が2,500万円以上 3,500万円未満の方		3. 70	274, 392	3. 70	286, 380	0. 3%		
17			合計所得金額が3,500万円以上の 方		4. 20	311, 472	4. 20	325, 080	0. 8%		

<sup>※1</sup> 料率の[]内は、消費税率の引き上げによる財源を活用した保険料軽減前の数字。

<sup>※2</sup> 料率及び保険料の()内は、区による独自軽減後の数字。

<sup>※3</sup> 第7期は年度により料率、金額の一部が異なるため、令和2年度の料率、金額を掲載している。

<sup>※4</sup> 第1~第6段階の合計所得金額は、年金に係る雑所得金額を差し引いた額を用いる。